

居宅療養管理指導運営規程及び重要事項説明書

第1条 医療法人社団あいけい会が開設する幕張あいけいクリニック及びあいけいクリニックが実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 医療法人社団あいけい会が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称

1) 医療法人社団あいけい会 幕張あいけいクリニック

2) 医療法人社団あいけい会 あいけいクリニック

2 所在地

1) 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-15-1

TEL 043-276-0115 FAX 043-276-0116

2) 千葉県流山市南流山2-23-16-201

TEL 04-7150-7210 FAX 04-7150-7211

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 医師 4人以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 月曜日から金曜日 9:00～17:30

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。

4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域

1) 幕張あいけいクリニック……千葉市花見川区、千葉市稲毛区、船橋市

2) あいけいクリニック……流山市、柏市、我孫子市、松戸市、埼玉県三郷市

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

窓口電話番号 幕張あいけいクリニック 043-276-0015

あいけいクリニック 04-7150-7210

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等について)

第13条

- 1 利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団あいけい会が定めるものとする。

付則 この規程は令和7年4月1日施行する。